

～子どもたちの未来を守るために～

「茨城県子どもを虐待から守る条例」が施行されました

【問い合わせ】子育て支援課子ども家庭担当(☎282-1711 内線1182)

子どもに対する虐待が後を絶たず、全国的にも子どもの尊い命が奪われる痛ましい事件が多く発生するなど、虐待は深刻かつ重大な問題となっています。県では、県議会の議員提案により制定された「茨城県子どもを虐待から守る条例」が、4月1日から施行されました。村では、村民の方々や関係機関と一体となり、これまで以上に子どもへの虐待防止に取り組みます。

■「茨城県子どもを虐待から守る条例」とは

【基本理念】

▽何人も虐待を決して行ってはならず、また、許してはならない

【保護者の責務・対応】

▽子育てについての責任を深く自覚する ▽体罰および虐待を行わないよう、子育てについての正しい理解を深める ▽子どもの安全確認に協力する

【県民の責務】

▽虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに児童相談所に通告する

【県の主な具体策】

▽虐待の予防、早期発見、早期対応 ▽子どもへの支援、保護者を孤立させない社会づくり ▽児童相談

所の体制強化、虐待対応に係る人材の確保・育成

【茨城県独自の規定】

▽児童相談所が把握した全ての児童虐待事案を警察に情報提供 ▽支援をしている家庭の転出・転入などの場合における適切な引継ぎ ▽児童福祉司等の国の基準を超える人数の配置などによる児童相談所の体制強化

■相談窓口

【虐待が疑われるときや子育てについて悩んだとき】

▽子育て支援課(☎282-1711 内線1182)

▽中央児童相談所(☎221-4150(短縮ダイヤル189(いちはやく)))

【妊娠や出産に悩んだとき】

▽すこやか妊娠ほっとライン(☎301-1124)

「保育」という おしごと

— 保育者からのメッセージ —



“子どもたちの日々の成長に関わり、未来へとつなぐお手伝いができる仕事”

再び出会ったときも、この仕事をしていてよかったと思う瞬間です。子どもたちの成長の大切な一時期に関われたうれしさとともに、未来へつなぐお手伝いができるこの仕事に喜びと誇りを感じることができのです。皆さんも少しでも興味があれば、ぜひ扉を開けてみてください。新しい世界が見えてくるかもしれません。

村立須和間幼稚園

埴美枝子 主幹教諭

幼い頃の楽しかった記憶もあって、漠然と興味は持っていました。保育者を志したのは大人になってから。周囲より遅いスタートで不安もありましたが、たくさんの子どもたちとの出会いが私に力をくれました。活発な子、マイペースな子、慎重な子、お話し好きな子……。小さいながらもみんな個性があり、それぞれがいろいろなことを感じています。全身で思いを表してくる子もいれば、内に強い思いを秘めている子もいます。幼稚園はそんな子どもたちがおうちのひとと離れてみんなで育ち合う場所です。泣いていた子が信頼して安心できる場所と感じてくれたとき、

子どもたちの「楽しい」「うれしい」「もっとやりたい」という気持ちがたくさん増えたとき、保護者の方と一緒に時には悩みながらも成長の喜びを分かち合えたとき、何より子どもたちの笑顔がたくさん見られたときには、こちらも笑顔でいっぱいになります。うれしい瞬間は日々の生活の中に散りばめられていて、子どもたちと一緒に自分自身も新たな発見をし成長することができず。小さな喜びや感動が積み重なり子どもたちが次のステージへと一歩を踏み出す季節には、感動の涙なしではいられません。卒園した子どもたちが大きくなり、